























別表

非開示とする項目		非開示の理由
153	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
154	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
155	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
156	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
157	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)